

このチラシに記載されている期間等は東串良町が定める期間等です。

確認にゃん?

プレミアム付商品券

消費税率の引上げが家計に与える影響を緩和するとともに、地域の消費を下支えするためにプレミアム付商品券を発行します。



カクニヤン

確認したら
申請にゃん!

25%もお得な
プレミアム付商品券

あなたは対象者? 確認にゃん!

住民税非課税の方

小さな乳幼児のいる
子育て世帯



(申請が必要)

2019年度分の住民税
(均等割)が
課税されていない方。

(申請は不要)

2016年4月2日から
2019年9月30日までに
生まれたお子さまがいる世帯

お問合せ先

全国共通ダイヤル: レッツ プレミアム
0570-02-2036

9時から18時(平日のみ)

■IP電話からおかけの場合: 050-3538-4557

■FAXでお問い合わせの場合: 03-5690-5131

02premium.go.jp

プレミアム付商品券



お問合せ先

電話番号: 8:30 から 17:15 (平日のみ)

東串良町 | 0994-63-3122

(企画課商工振興係内)

○申請受付期間: 令和元年7月22日(月)~11月29日(金)

○商品券使用期間: 令和元年10月1日(火)~令和2年2月29日(土)



「プレミアム付商品券」を装う

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

市区町村や内閣府などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。



内閣府

プレミアム付商品券を購入できるのは？

① 非課税者分

2019年度の住民税(均等割)が課税されていない方

ただし、下記に該当する方は除きます。

- ・住民税が課税されている方に扶養されている方
(生計を一にする配偶者、扶養親族等)
- ・生活保護の受給者等



② 子育て世帯分

2016年4月2日から
2019年9月30日までに
生まれたお子さまがいる
世帯の世帯主



おひとりにつき、最大**2.5万円分**の
商品券を**2万円**で購入できます。

お子さまおひとりにつき、最大**2.5万円分**の
商品券を**2万円**で購入できます。

①②両方の要件に該当する方は両方の立場で商品券を購入いただけます。

例えば・・・

非課税

夫婦2人の世帯で、
2人とも**非課税者**の場合

●「非課税者分」として**2人分**
 $2.5万円 \times 2人 = 5万円分$
の商品券を、
4万円で購入できます。

合計**1万円**もお得!!



非課税

子育て

夫婦2人・子2人(2歳&0歳)
の世帯で、4人とも**非課税者**の場合

●「非課税者分」として**4人分**
●「子育て世帯分」として**2人分**
 $2.5万円 \times 6人 = 15万円分$
の商品券を、
12万円で購入できます。

合計**3万円**もお得!!



課税

子育て

夫婦2人・子2人(2歳&0歳)
の世帯で、**課税者**である世帯主が
家族(**非課税者**)を扶養している場合

●「子育て世帯分」として**2人分**
 $2.5万円 \times 2人 = 5万円分$
の商品券を、
4万円で購入できます。
※非課税者分は該当せず

合計**1万円**もお得!!



プレミアム付商品券 申請から使用までの流れ (目安)

1 申請する (非課税者分のみ)

- ・住民票のある市区町村から申請書入手する。
※申請書は多くの市区町村で、購入対象者の方に個別に郵送しています。
申請受付が始まって申請書が届かない場合は、2019年1月1日時点で住民票のある市区町村へお問い合わせください。
- ・申請書に必要事項を記入して、提出してください。
- ・申請期間：令和元年7月22日(月)から11月29日(金) (東申良町の場合)
※子育て世帯分については申請は不要です。
- ※DV被害者で他の市区町村から住民票を移さずにお住まいの方については、現在お住まいの市区町村等にご相談ください。

2 商品券の 購入引換券が届く

- ・非課税者分については、申請書記載の住所に購入引換券が届きます。
- ・子育て世帯分については住民票記載の住所に世帯主の方宛てで購入引換券が届きます。

3 商品券を購入する

- ・東申良町が指定する窓口で、現金と購入引換券・本人確認書類を示し商品券を購入してください。
- ・商品券は5千円単位で購入することもできます。(5千円分の商品券を4千円で購入)
- ・購入可能期間：令和元年10月1日(火)から令和2年1月31日(金)まで (東申良町の場合)

4 商品券を使用する

- ・商品券は使用可能な期間中に、原則、東申良町村内の使用可能な店舗でご使用ください。
- ・使用可能期間：令和元年10月1日(火)から令和2年2月29日(土)日まで
※商品券は、代理の方でも使用できます。 ※商品券の転売や譲渡は行わないでください。
※お釣りはできません。商品券1枚あたりの額面は小口とし、利用しやすい額としています。